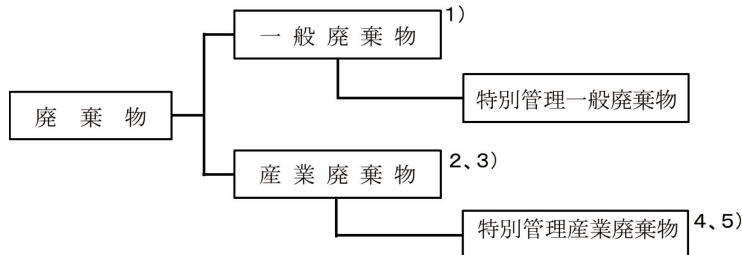


実験に用いた廃棄物を安全かつ適切に処理することは研究環境の適切な保持に必要であり、実験者としてやらなければならないモラルの一つである。ここでは培養室において発生する廃棄物の分類とその処理について示す。

1. 廃棄物の範囲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、廃棄物の種類を、一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに大きく区分している。培養室から出る廃棄物は、下図の区分のうち、1)～5)を付した廃棄物があり、この番号は、次項で示す具体的な例示の項目番号と同一である。



2. 培養室における廃棄物の具体例とその処理方法

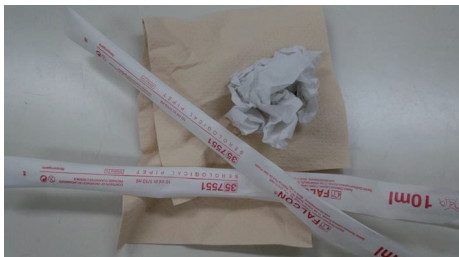
代表的な廃棄物の処理方法を示すが、分からない場合には、自己判断せずに、必ず必ず生物世話人あるいは AEC に相談すること。

1) 一般廃棄物

紙くず類、キムタオル、ピペットの包装など焼却しても有害物質の発生しないものが該当する。

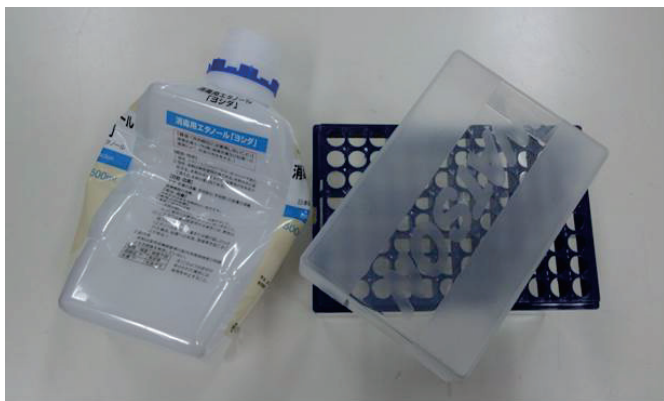
一般廃棄物用のごみ箱に廃棄する。

なお試薬、培地、血液などが付着したキムタオル、マスクなどは、一般廃棄物として廃棄することを禁じる（感染性廃棄物として廃棄）。



2) 産業廃棄物（廃プラスチック）

十分に洗浄済みの消毒用アルコールのプラスチック容器、チップ収納容器などが廃プラスチックに該当する。これらは廃プラスチック用のごみ箱に廃棄する。



3) 産業廃棄物（ガラスくず）

十分に洗浄・乾燥させたガラス製の試薬瓶は、「ガラスくず」として廃棄する。



4) 特別管理産業廃棄物（有機廃液等）

重金属、ニトロ化合物など、人体ないし環境に対して有害な化合物を含む廃液や有機溶剤などは、別途保管の上、適切な廃棄処理が必要となる。このため、該当する場合や疑わしい時には、自己判断せずに、必ず生物世話人あるいはAECに相談すること。

5) 特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）

チップ、ピペット、ディッシュ、フラスコ、試験管、手袋、注射針などは、「感染性廃棄物」
として廃棄する。

たとえ実験に使用していなくても、注射針、メス、プラスチック器具など生物実験に用いたもの
と間違われやすいものについては、感染性廃棄物として廃棄する。

細菌、ウイルス等、単に廃棄しただけでは不活化されないものは、感染性廃棄物のごみ箱に
廃棄する前に、必ず適切な不活化処理（例えばオートクレーブ処理）を実施してから、感染性
廃棄物として廃棄する。

